

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 障がい福祉課

不利益処分の内容	訪問入浴サービス利用の廃止
根拠法令等及び条項	栃木市障がい者等訪問入浴サービス事業実施要綱第9条
	根拠条項 栃木市障がい者等訪問入浴サービス事業実施要綱第9条
	参考事項
設定等年月日	平成26年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を廃止することができる。</p> <p>(1) 死亡し、又は市外へ転出したとき。</p> <p>(2) 入院等により、3月以上継続して利用しなかったとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。</p>